のみ)。 村亨氏も同 長)、大川隆司、 承三裁判官と弁護団の森川金寿 面会がおこなわれた。 部の横浜事件再 さる九 月 行 九 (ただし 陶山圭之輔弁護士と 審 担当判事 東京高裁第一 面会は弁護団 原告団の木 子 田村 (H 刑

保哉裁判長) という無責任きわまる、 これに対 由で、 本年三月三一 再審請求を却下した。 は、 東京高裁へ即時抗告 弁護団、 日に横浜地裁 調べようがない 不法不当な 原告側は 和

上申書を提出した(七~八月)。

いで森川団長、 四月一日、

および大川弁護士

がつけられた。 など)やビデオ(本紙第四号で報告 れには新しい論点、 資料 (森川論文

手ごたえが感じられ

う 弁護側提出)を、原文のまま全部読 然のことながら諾否の応答はなかっ てもらいたいという要請のためであ 一嘉六氏関係予審調書など 裁判官に申立人の証言を直接き かがわれた。 弁 これに対 事件を相当研究している様子が 護団が面会を求めたのは、 会談のなかで、 ビデオもみている印 裁判官側からは当 同裁判官が細 (請求人 第

> とることができる 安条例違憲判決など。 象を弁護側はうけ まで関与した判決 などから、 十一月三〇日 人権派的印象をよみ た。 (たとえば 徳島地裁、 陪席判事と 同裁判官が 九 公

> > という行為は、

大日本帝国憲法下に

が摘発し、

事一件記録の滅失処分と再審におけ その内容は、 る立証責任、 論文の事前検閲通過の意味 らに上申書を追加提出の予定である 泊会議」とその消滅の意義。 件記録の滅失処分について。 弁護団としては、 ①刑事一件記録にみる の四点である 十月二〇日、 ③刑事 ②細川 **④**刑 3

加え、 参加は理由とされていないのである を境に以降の有罪判決では 安旅行を、 てでっち上げるため、 ①周知のように、 かるに、 逮捕者をつぎつぎと拡大した。 敗戦 共産党再建準備会議とし (四五・八・ 官憲は 残虐な拷問を 泊会議 泊 Ŧi. 慰

1988.11.10

[事務局]

=101

東京都 千代田区猿楽町 -4 - 8

松村ビル402

203-291-8066

を陸軍報道部の平櫛小佐、 た情報局検閲を通過していた。 たことが明らかである しくみせかけるため拷問が まったくの空中楼閣であり、 このこと一つでも、 ②細川論文は、すでに一 警視庁が筆者を検挙した 横浜事件容疑 谷萩大佐 本化され 行な 事実ら これ わ

る。 現憲法はおろか、 特高官僚・奥野誠亮や、 兵衛氏は、 国民の基本的権利をうばうことであ を全国に連絡した事実あり)。これは 原文兵衛が、 なったものである た記録の「滅失」 おいてすら、 第四条にもとづく ③横浜地裁が (現に、 再審、 起訴され、 刑事補償をうけるという 四四年一 戦時下、 敗戦時、 非立憲行為である。 却下 旧憲法においてす は、 無罪となった大内 補償を要求して (元文相、 一月、 人民戦線事件で 国家機関が行 刑事資料焼却 元警視総監: の理由とし 刑事補償 当時 0

失」による審 は国側にある。 いても、 ④したがって、 請 求をうけて立証する責任 理不能の論理はなり 横浜地裁のいう「滅 資料が滅失されて る。

次頁下段

国家秘密法 • 拘禁二法と横浜事件

日本弁護士連合会副会長 H F 部 長 作

歴 史的 な教

獄は、 場)を恒久的な施設として認めよう りんの温床になっているので、 ばかりでなく、 るという刑事手続きの理念に反する ることを認めているが、 用施設である警察の留置場に収容す 来収容すべき拘置所に代わって、 対している。 報する行為等の防止に関する法律 予定している から日弁連は反対してきた。 には四 としている。 施設法案」「 日 ―いわゆる国家秘密法案 弁連は現在、 か、えってこの代用監獄 管理運営上の面から制限 捜査と拘禁を分離すべきであ 現行の監獄法では、 さらに弁護人接見交通 防 留置施設法案」 現実に冤罪や人権蹂 拘 と、自民党が立法を 衛秘密を外国に通 この代用監 一に反 新法案 Œ (留置 従来 本 刑 確

> 立場から、 恐れがある。これら法案に反対する 12 であるなど、 歴史的教訓であると思う。 処罰行為の対象が広範囲で無 横浜事件は忘れてならな 基本的人権を侵害する 限 定

//\ 野 康人氏への判決文

康 人氏の判決をみてみたいと思う。 ここで具体的な問題として、 小野

野

康人判

决

住居 本籍 JU 東京都渋谷区千 判 司 元改造社出版部員 官山アパート十八号 都同区代官山 -九番 地 町十番 駄ケ谷二丁目 小野 康人 地 代

輯

被告人ヲ懲役弐年ニ 審 右 者二対 理 三付当裁判所 ゴヲ遂ケ判決ス スル治 安維 ル 検事山根隆三 処 コト 持法違反被告事 当三十八年 左 如 関

義の基本原則である国民の知る権利

また国家秘密法案は、

民主主

論の自由

を奪

13

国家秘密の内容

昭和七年初頃

日本

口

レタリ

末頃ニハ共産主義ヲ信奉スルニ至リ

但 執 行ヲ猶豫ス 確定 H

区新橋七丁目十二番地改造社二入社 月同学部ヲ卒業スルヤ直 大学英文学部ニ入学シ昭和十三年三 ル 昭和六年三月同大学豫科ヲ卒業シタ シ昭和三年四月法政大学豫科ニ入学 ヲ手伝ヒ居リタルカ昭和十年四 後一時実兄築井健人ノ営ム出版業 区三崎町大成中学第四学年ヲ終了 被告人ハ大正十 -四年三月東京都 二東京都芝 月 同 神

シ本裁判 \exists 1) 参年 間 右

版 文献ヲ繙読シタル結果終ニ昭和五 ト資本」 前記法政大学豫科ニ在学中当時ノ社 会主義ノ発展」 会思潮ノ影響ヲ受ケエンゲルス著「社 シ同社発行ノ雑誌「大陸」「改造時局 部員トシテ昭和十八年五月二十六 検挙セラルル迄勤務シ居リタルカ 「改造」並二改造社出版部ノ各編 犯罪事実 「労賃価格及利潤 由 マルクス著 等ノ 「賃労 左 働 刑

要請支持、 大きくひろが 3

寄せられている。 日現在、 した。一〇月初旬発送、 の要請支持を文化人に訴えることと 事務局は、 右の経過をふまえて、 約15人におよぶ支持表明 森川 団長名による高裁 支援する会 〇月三一

どころに明らかにされるはずである に点検するならば、 干の判決文、 立てに耳を傾け、 実現してもらいたいこと、である。 決や一件記録に対する補償 おける有罪判決の不法不当性はたち もし裁判官が、 講じてもらいたいこと。②再審請 要請の骨子は、 遺族ならびに証人の取調 予審記録等々)を真剣 虚心に請求人の申し 残された資料 ①焼却され 横浜事件裁判に の措 た原 べを 置を 判

新段 階 0 重 要性

かけ 義はきわめて大きい 天皇制裁判だっ キャンペーン 進 口 会員の拡大や国民世論への 拘禁二法案、 行 法反 (ビデオやパンフレ 横浜事件再審裁判の実現の意 (リクル 動化、 (横浜事件は、 た)という 政 そして異常な天皇 官官 問 題等) 再審実現 " 財 事態の 界の腐 最後の 国秘法 利用 訴え 0 敗

的タル事項ヲ実行セントスル 共産党ハ其 カ世界 強化ヲ図 産主義意識 シ自己ノ職場ノ内外ヲ通シテ一 ルコトヲ知悉シ乍ラ孰レモ之ヲ支持 有財産制度ヲ否認シ「プロレタリ ニ寄興セムコトヲ企図 左翼分子ヲ糾合シテ左翼組 ノ実現ヲ目的トスル結社ニシテ日 テハ革命手段 榜シ世界革 二依ル世界共産主義社会ノ実現ヲ標 モノナルトコロ 文化運動ニ従事シタル経 同盟東京支部 ノ独裁 プロ ル等前記両結社ノ目 命 ノ啓蒙昻揚ヲ図ル ノ日本支部ト ヲ通シテ共産主義 ニヨリ国体ヲ変革 ノ一環トシテ我国 レタリ 員二 アート コミンテル 推薦 -シテ其 織 セラレ 歴ヲ有ス ノ独 的達成 ト共ニ 結 拡大 般共 つ月 社会 ーシ私 三一於 社 + 本 T 裁

産主義的啓蒙論文ヲ 会主義 史観ノ立場ヨリ セラレタル雑誌 世界史ノ 一
於
テ 一年八月号及九月号二連続掲載発表 第 セラル シテソ 相 実現 昭和十 物史 Ш 動 得ル 博力 キコト等 パカ現在は / ノ方向 観 1 ジノ示 唯 社会ノ発展ヲ説キ社 細 「改造」 -七年七月中旬 H 川嘉六執筆ニ係ル 本」ト題スル唯物 雑誌 ノ道ニシテ 社会制度ノ 暗 向 世 界 ノ編輯会議 史ノ 樹立 頃開催 諸

> 主義的啓蒙二努 表シテ一般 文 共 頁 カラ之ヲ支持シ編 (乃至四七頁) 一ノ八頁乃至二九同号ノ二五ノ一六 二八月号ノ校正等ニ (昭和十九年年地押第三七号ノニ に唱スル 的啓蒙論文ナル 大衆 ヤ被告人 ヲ豫定ノ如ク掲載 閲読 輯部 コトヲ知悉 ハ該論文カ共 盡力シテ該論 員 供シテ共 青 山鉞治卜 産 発 産

> > 法律ノ適

用

葵町 川家族ノ救媛 ヲ快諾シ同月二十五日頃東京都赤坂 郎 ラルルヤ同年十月二十 9 金二十円ヲ西尾忠四 ル論文等ニョリ昭和十 コリ 第二、 ル アリタキ旨要請セラルルヤ即時之 治安維持法違反ノ嫌疑ニテ検 満 世 細川家族ノ 鉄 界史ノ動向ト 前記細川 東京支社 努 嘉六 救媛二資スル為出 郎 日本」 調査室ニ於テ 日頃西尾 七年九月 力 依託 曩二 1 シテ 発 忠四 挙 + 題 表 細 几 ス +

ミンテルン」 行 タル等諸 為ニスル行為ヲ為シタルモノナ 般 及日本共産党ノ目的遂 ノ活動 ヲ為シ以 テ \supset

証

本件記 調書 被告人ニ 被告人ノ 記 録 当公 編 対 スル 綴 判 豫審第 相 於ケ 博 ル 供 対 口 述 ス 訊

豫審第四

被告

人訊

問調書謄

が存在

なかっ 和

たことは明ら

昭

七

年

日

本共

六回 被告人二対 問 調 書 スル司法 記 警察官 第

第六十六条、 刑法第五十四条第一 昭 治安維持法第一 和二十年九月十五 浜地方裁判所第 第二十五 第六十八条第三号、 条後段、 項前段、 条 刑 事 第 第 部 + 条、 第 条

判

長判事

八並

達雄

事

尾

元

円を渡したことが挙げ と、 されると、 ことを支持し、 『改造』昭和 この論文 判 第二に細川氏がこの論文で検挙 決理 世 由として、 家族 一七年八月号に発表する 界史の動向と日 校正等に尽力したこ の救援のため金一 れて 細 川嘉六 本 る。 を

編 集者の 職

共産 てい 文は、 た人は皆そうだとい は当然の職務行為だ。 載 論文を討議 た。 般に総合雑誌 内閣情報局の 雑 的啓蒙に努 もしこの論文の掲載をして 誌 編集 掲載を主張する 0 わなけ めたとい 事 編 しかもこの論 集部 出版に関係 前の検閲を経 ればなら 員 うなら か、 0 掲

> が期待 ひきつ づき会員各位のご

うか。 共産主 閲官は 違いない、 文を証 なるのではないか。 ない 高次の国策協力の論文であっ 青山憲三(鉞治)氏の著書によれば また驚くことに、 義的啓蒙と認めているから 拠に引用していない。 す べて同罪だ、 出 と裁判官は思っ 版を許 叮 論文の内容も 判決はこの論 た情 ということに たのだろ 報局 本人が たとい 0 検

ろう の道 近衛内閣の書記官長、 族に資金援助をするのは、 わったとみら めた人物で、 ら責任は問われていない。 合計一〇〇〇円も贈っているが、 金として細川嘉六の妻に 終結決定によると、 コミンテルン及び日本共産党の目的 カン か。 編 和 のためにする行為といえるのだ 理 一八年には だと思う。 集部員が逮捕 パに関する 同事件で、 れても 地位によって処罰が変 それがどうして、 コミ 犯 相川 風見章氏は救援 され 罪 しようがな ンテル 司 事実に 法大臣を努 Ŧi. 博氏の予審 た著者 人情 風見章は 口 に渡 0 自然 の家 12 何 n 7

役二年の内容である。 五日に出され、治安維持法違反・懲だ。この判決は、昭和二○年九月一

犯は 絶対に必要な要件なのだ。 罪の成否を決める (東大) この判決でもわかるように、 被告人の主観的目的や意 教授は次のように書 従っ て、 奥平 自 てい 康弘 が犯 思 白

利用 も利用できる便利な法律である 持法は、 的に読みとったり推定したりして摘 示できるものである。 主張を離れても、 かに他ならず、これはまた当事者の 成 しようと思えば、 する事実は思想とか目的 想犯の罪の場合に 権力者が政治目的をもって 当局が適当 いかようにで つまり治安維 は、 っに客観 意識と 犯 罪

査当局の予断と偏見

その予断 共産主義者に対する当局の憎悪心 いる。 見による見こみ捜査 たとみられるし、 に冤罪事件は、 うしてでっちあげられたの 一を不可欠とする総力戦下にあって このような横浜事件は、 この点では、 とくに横浜事件は、 や偏見をい 捜査当局の予断 さらに権力者は言 今も昔も変 っそうに助 が原因とされて なぜ、 世論の統 か。 わり や偏 長 般 Ŀ

置

して現

行戦争遂行

体制に批判的な

いう疑いもある。

隔離しようとした当局 いて、 る。 翌年の 3 よって共産主義者をすべて社会から は拘禁できるという制度で、 これは、 さらに予防拘禁制 0 刑の重罰化、 のための秘密保護法制の集大成であ 資源秘密保護法と、 艾 捜査権の拡大、二審 昭和 同時に治安維持法が大改正され 昭和一二年の さらに再犯の恐れがある場合 国家総動員 刑期の終わった思想犯に 処罰規定の新設、 度が認められる 法 軍 連の言論 の意図がわ 保護法改 制度の採用 防保安法 四年の これに 検事 軍 カジ ΙĘ か 圧 用 成

ともに、 兵と位置づけ、 警察は団体擁護の尖兵、 ていたし、共産主義者イコー 主義者に異常なまでの警戒心をも 大きく発言力を有することになると 高警察を中心とする直接治安機 『特高警察体系史』によれば、 主義運 イというような疑いをもっ このように、 以前にもまして超法規 動とはほど遠いところに位 が黙認ないし奨励され、 治安当 警察機構の中で、 局は当 思想戦 ル、 てい 特高 時 の尖 共産 的 構 特 共 た ス

> が、 かは、 集 八月) 挙者の数を拡大していっ 察の筋書きどおりの自白をさせ、 横浜特高の伝統的な拷問によって警 ライバル意識や功名心も手伝って、 機感・恐怖感に加えて、 横浜事件とは、 空襲の際神奈川県に拘留されて た小林勇氏は、五月二九 n 鉞治氏、 強まり、 共 る。 も当然と考えていたものと思われる れていたという。 心 当局 は増 事件摘発で名を成した警視庁への 消されていることでもわかる。 産主義革命への疑心 のである。 寸 当時の 火の海の中で廊下の隅に放置さ は、 横浜事件の被害者である青 がいかに思想犯を恐 長される」と述べら 畑中繁雄氏の召集令状が 共産主義 文字どお 次のように述べている。 『特高月報』(昭和 特高のこのような危 思想犯は焼死 運動に対する憎 n 悪化に比例 掘り出されて 暗 前年のゾル た事件であ 日の横浜 鬼は急速に れてい れてい 九年 して いた 検 ま 取 大 た る

じて過言にあらず。従ってかりに検大きな組織たる存在として見るも断しており、従って全体として一つのしており、従って全体として一つのとなが、の事件としては、それぞれ異なるが、の事件としては、それぞれ異なる

して、 ならず、 事項は、 せられ て討 面に渡 得たる神奈川県特高警察の苦心努力 得たることは特筆すべき事項なり。 を廃業に立ち到らしめ、 不逞活動を糾明剔抉し、 中央公論社、 を未然に防止得たること、 により一、 ける共産主義運動として、 世論指導機関、 な不足がちの人員をもって成し遂げ しかもこれほどの大事件を、 の思想指 のない重大事件として、 看過するにあらず」また、「最近にお たる危険性も多分に存したることは いっそうその組 挙がわずかでも遅延 想像に絶するものありしは .議されたるわが国重要なる秘密 用 して、 戦争遂行に多大の障害をなし 例えば政 ŋ と自 導上、 米国、 これと海外との連絡も進 国家機密の外国への漏洩 強化拡充せられ 画 改造社内の 官庁、 中共、 偉大なる貢献をなし 国策調查機関等多方 治経済研究会にお 織が合法機関を巧 賛 主要会社、 したりとせば ソ連等に通報 就中本事件 永年に渡る 戦時下国民 ついにこれ 及び二、 他に類例 たるのみ わずか

拷問の凄惨さ

びえて、言論機関にねらいをつけて当時の治安当局が見えない影にお

といわれて も書かれて かせた」と、 和九 内三人の自殺者を出している。 疑獄事件で一三八人を逮 を企 事件はすべて空中楼閣であった 問 局は 神奈川 0 問 年に起っ 拷問 神奈川の名を天下にとどろ 凄惨さは口述書に いる。 一二〇人が無罪、 L 間は横 したも 県 横 た横浜 警 浜 はそれ また他の 0 弁 護 市 子件の 士 以 一会日誌』に わ が前にも、 事 神 捕 専売では 記されて n 中核の 奈川県 例もあ る 2

n のだが、 の取調 からだと思う。 できるという代用監獄 自 拘置場がある限 ればその 傷害を加えられた場合、 た裁判』 機関 以は存続 場所と別であれば、 これら拷問は、 白 0 冤罪 の子 内 べは 疑者 密室の中でいつでも取調 これが行 原因は究明されるだろう。 時中搜查官 七 によれ 不可 断や 事件であ ると思う。 が外部との交通を遮 つは拷問 かり、 能となるはずだし、 身柄拘束場所 ば、 わ 見を前提とするも 拷問や偽り れるの 権 る 管理 岩波新 の制 深夜の長時間 を無 や脅迫による 最近日 拘置 後の 下で留 は 度がある 視 が取調 八 所であ 拘 た捜 つの の自 べが 断さ 留さ 弁 置

> があった。 がある(山 いて調査した 一弁護士会が、 獄で取調 かの最近の無罪事件でそう 調査し たところによっ 下事件もその一つ)。 た無罪 が、 以下のような 1和五八年に、 事件三三人に ても、 東京 事 12 例

から

監

だけだ。 n 0 何もやってくれない。 どの利益誘導行為」「 取 ようにしてやる、 親をパクる、 が認めないなら、 こに住めないように 0 0 してやる。 などの脅迫行為」「 て事件をい 暴行を加えること」「 進め方も りなして お前の家の近所に聞きこみに 取り の間に鉛 君 素直に認めれば、 知らない の弁護士は若くて、 執行猶予にしてやる、 子供 12 筆を ふらして、 店をつぶしてやる 自白すれば家に帰 が学校に行け 共 はさむなど、 にしてや 犯 弁護士なん 等々。 自 の証 お金がかかる 白をしな る。 家族 拠隠 公判 ない がそ お 種 か な

5 をくり かえしては ならな

思うの 13 13 うな事件であ ちばん重視しなければならない 抵 触するような事 は、 る 条の集会、 子件だ 法の条文す が、 結社及び P べてて は

化現 が前

象が進

む

イテク技術

0

進

面

13

押

出

H

本のNATO

装備に関する共 され、

八同体制

まれ、 出来事だっ 儀なくされたことは、 ということだと思う。 央公論社や改造社が廃 その 部 他の出 員が次々に逮捕、 他の表 たというよりほ 導者、 版社も沈黙や変節を余 現 0 É 導 由 業に追 を侵 前 留され、 出 # 害 社

日本がアメ

1)

技

術を必

保護

が必要

自

民党の

国

多少の名称

執

拗

に続け

%枠を越

殴 たり 蹴 た

ない。

戦後の軍

国家秘

密法

0

な n は過

L

現してはならな

7

情報

を提供されず、

世界

の軍

経済大

る

わ

n

わ

らず、

同じような道を繰り返してい 知らぬままに戦争に駆り立 法の成立は個々人の人権侵害のみな 滅のふちに立たされないとも が処罰されるようになっ 事特別法が作られ、 言論が統制され むとすれば、 隊の復活は、 講和条約ととも かつてのように 個人の人権蹂 道国民 民族の不幸な 米軍の機密 てられ、 国家秘密 が正しい かはない た。 戦前と るよう 限ら 7 平和国 今日、 国の一つに成長した。 国だけでなく、 になってきた。 要とするような状況を生み、MSA秘 拘禁二法とともに、 去の過ちを繰り られている カに提供する軍 密保護法では足らず、 定はどうしても と思う。 改革まで試られようとしてい 変更をともないながら 日 さらに将来の財源に備えて税制 本の 密法制定の 横 家を標榜する日本は、 ノリカが 軍事予算はGNP一 浜 論 事 0 ず件を再 自 動きが、 由 許してはならない 返してはなら 61 そこで、 事機密の 逆に日本の まや が保証され

拘禁二法の成立が、

んや冤罪を生

LI

ることができた。

しかし昭和五三年

一迫するということで成立を阻:

浜 事 件 権 典型の

イドライ

から

決定され、

日

米間

日

衛協力の

ための

指針

類 貢 献 0 道

法では、

機密探

知罪や公務員機密漏

示罪

の新設がはかられたが、

言論を

止す

の後、 探知

MSA秘密保護法もできた。

刑

に刑

に思えてならない。

を引用 観 最 配測所長、 後に、 した 東京天文台野辺 森 本 雅 樹氏の次の言 Ш 宇 宙

そのような生物 中でも、 どう活路 としてでは 多くの 現 を見出して 在生存 なく、 生 物 は の典型である人類 競争の論理 勝者として滅びた。 13 生 存競 争 が台 0 類 敗 0

次頁三段目

再審裁判の現在と今後

弁護団事務局長

大川隆

司

が少なくとも三つある。
に関した同じ裁判所が出したものだが、とうてい良識ある裁判所がしたが、とうてい良識ある裁判所がしたが、とうでい良識ある裁判所がしたが、とうでいりでは、山下章氏に無罪をい乗却の決定は、山下章氏に無罪をい

元判事の証言なるもの

供述が得られるわけがない、 事実について聞いても、 なるべき人たちが記憶していないと 裁判官が記憶していないからといっ ということを挙げている。 被告人の名前すら覚えていなかった。 て裁判所は、 していることである。 った元裁判官の証言を聞いてみたが 刑事裁 第一 被告人や家族、 に、 たいがいの重大事件は公判 判手続きは現在と大分違っ 論理の飛躍である。 13 若尾元という判決に関 まさら四〇年以 あるいは証人と その論拠とし 的確な証言 しかし、 と断定 上前

> も短く、 で、 日に起訴状の朗読から判決までやっ 仕事的に公判が開かれ、 浜事件の場合は、 て、 と一件記録を予審判事からまわされ 公判担当の裁判官は、予審終結記録 わる。それに対して若尾氏のような 告人とつきあい、 n 在の検事に近く、被告人を密室で取 うのがある。 12 てしまう。しかも、 ,調べて調書を作るため、 まわる前に、 括してやる。 主として調書を読んで判決を書 たった一 事件とのつながりは、 密度も濃くない。 回 自分の長い人生の中 子 審判事というの 事件そのものと係 敗戦以後やっつけ 目の前に現れた四 審 数名の被告人を 判事の たった一期 とくに横 期間的に 長期間被 調 は現 7

> > る。 する日本に対し、 上まわる、 ている。これらを学問、 ど世界に貢献していない。一方日 品は絶対的な入超で、 料という一次産業品を外国からもら 0 ような基礎的な面で、 有 てもうけているのだ。これら ってきて、それを売れるものにかえ している」。 八方ふさがりになることははっ なしには、 衛に貢献するだろう。そうしてそれ こむことよりは、はるかに民族の防 がらもうけて、その金で武器を貯め から頼られることは、 て果たすことができるだろう。 つに到った異常な競争力をはるかに 一産性の生活費に対する余裕をもっ 効に活用すれば、日本の産業がも 世界有数の教育レベルと、 日本は、 びの信号は点滅を繰り返して 大きな貢献を人類に対 日本民族としての発展は 知識、 すでに勝者として 文化、 うらやまれな 日本はほとん 分担で、 文化の面 それに原 一次産 人類 その 労 働 本

責=事務局) 周年記念集会」での講演要旨。文(*七月二日に行なわれた「提訴ニ

、味わってみる必要があると思う。

この科学者の言葉を、

まこそ深

ないのは、

むしろ当然である。

供述を基準にして、

十数年前の被告人の名前を覚えてい

か

う元判事の供

てもむだだ、

といういいぐさは説

一十数年前の供述を聞

●横浜事件——参考文献

小野貞著・発行/頒価三○○円▽横浜事件を風化させないで――横浜

▽横浜事件・妻と妹の手記

九八八年

/一二○○円/一九八七年 小野貞・気質すみ子著/高文研

□ 雄著/岩波ブックレット/一九海老原光義・奥平康弘・畑中繁

八七年

横浜事件・冬の時代の出版畑中繁雄著・梅田正己編/高文畑中繁雄著・梅田正己編/高文

▽横浜事件資料集

九八六年

増補復刻版・一九八六年東京ルリユール/一八〇〇円/

▽横浜事件の真相――再審裁判への

木村亨著/笠原書店/一八○○円/一九八六年 円/増補再版・一九八六年 円/増補再版・一九八六年 1 一六○○円/一九八六年

も監獄 い記憶をもっ 得力をもたない。 供述を一 に呻吟したという、 度も いるのは、 ている。 聞かないで、 片方は二年も三年 そういう人々 問題である。 忘れ得な むだだ

白 の み の 証

横浜

地

裁

から

いうには、

本

うか。 ある。 が有罪 再審を開始してよいかどうかの判 手となったのは、それらの行為を「コ るものは ができない、 べきターゲットがわからなければ、 たのかわからない。 ということはわかるが、 恐らく役所の方で焼却したのだろう もちろん被告人の責任ではないし、 件の場合一 しかし判決文にあるとお した手記が残されている。 拠というのは本人の自白 それ以外の証拠を援用 何が有罪判決の決め手になっ 判決の決め手になっ という、 ない。 白 件記 部 「調書そのものは残 共産党のためにいたし の被告人が検事あてに という論法である。 たということは 自白の どういう内容 録がない。 その部分の自白だ いわば、 みが有 記録がない ない たのだろ n 攻撃す 罪判決 の自白 してい てい 有罪 のは

見ても明らかなところである

特 高の 有 判 決

0

る。 という証 平館利雄氏なりに対して拷問をした 益田直彦氏に拷問したのはわ Va から ま請求を出している木村亨氏なり 確定している。 た特高の 拠にはならな 取調べに当って拷問 頭目」三人の L かし横浜 有罪 として かるが 地 を行 裁 判 決 は

合、 を調 再 白 実があったとする。 て有罪判決が確定しているという事 調べた特高警官が、 6 件」「財田川事件」の再審を通じて明 総合的に判断すべきだ、 るかどうか、 などということはいってい 証拠が出てきて、 開始されるかというと、 視している。 を通じて確立した、 口だということがわかる場合に限る の任 かにしている。つまり、 審を開始 その事実が審理中に現われた場 同じような結論に達したといえ べている裁判官 最高裁が してよい、 に疑問を感じたとすれば 従前の証拠と合わ 再審がどういう場合に その証拠だけでシ そして、 益田氏を拷問し 再審の 「白鳥事 ということに と「白鳥事 木村氏の自 ある新 木村氏 ない。 法理を無 木村氏 かせて to

ントだと思う。

なる。 ことではない 0 中に、 という形式論で切って捨てるべ 益田氏を拷問したと 小野という名前がな いう判 決

裁 判 所

て要求していく みてくれというのが、 請求人本人の供述をとにかく聞いて 定するための事実調べに踏み切ると まだ高裁から、 等裁判所に対して請求を行っている いう返事はもらっていないが、 いる当然の再審法理に基づいた再審 いるわけではなく、最高裁も認めて 始を求めているだけなのだ、 れわれは決して奇矯な主張をして 以 Ŀ の三点にポイントをしぼっ いち 再審開始の可否を決 ばん大事なポ 裁判所に対 と高 当面

由 の特高警察の任務分担表の関覧を請 したもの 全部伏字にして、 求した。ところが、 点で内務省警保局が作製した、 立公文書館に、 ことはいろいろある。 ること、裁判所でなければできない 一定 裁判所がその気になれば解明 之期間 個 人の秘密保持等の理 しか見せてもらえない。 公開 昭和一 不適当の公文書、 紙を張ってコピー 警察官の名前は 七年一一 たとえば、 由によ 月時 全国 っでき

V 浜事件の 人び

〇 円 / 中村智子著/田畑書店/ 増補版 九八〇年 七〇

浜事

美作太郎・藤

田

親昌

渡辺

日本エディター

スクー

ル

出版

部/一六〇〇円/ 九 七七 年.

横浜事件

黒田秀俊著/ H 九七五 学芸書 林 Ŧi.

れば、 だきたい。 ると思うが る声を強めていかなければならない 事実調べに早く踏み切れ、 存している請求人本人を中心とする う任務を自覚させて、 きなくなってしまう。 する作業でさえ、一般の国民にはで あれば出すという。 審を審理している裁判所から要請 なる資料である。 に調べられたと述べた点の裏付けに 件に連座した人たちが、 のことである。 支援する会から、 判所の責任、 特高警察官の氏名を明ら 体的なお願いがうち出され ぜひお力を貸してい 任務は これ かけあっ 七・二集会」から。 署名運動の提起 裁判所がしなけ は 文責 = 事務局 とにかく、 重い。 それだけに、 П 戦 述 後 と要求す たら、 書で誰 そうい かに 浜 々 事

会員 0

たお言葉を紹介させていただきま 引き続き、 (一部省略など、 事務局に寄せてくださ 文責=事務局

母にかわって

亡)に代って入会させていただきま せん。母 大変遅くなって申 (橘 栄子 62 · 8 · 3 死 b わけござ 小島敏子 いま

●青山鉞治氏の遺志をついで−

様方のご活動を心から支援申し上げ 福を心からお祈りすると同時に、皆 青山 いで拝見いたしました。氏のご冥 [鉞治氏の訃報をとても悲し (笠井陽子)

●私も支援します

を購入し、 まだ宣伝不足の感がいたします。 力ながらご支援しますのでよろしく 先日 「横浜事件・妻と妹の手記 読ませていただきました。 富山 小森 修 微

亡き小野君のために

少ですが拠金いたします。よろしく 悪法案スパイ防止法などのため、 亡き友人小野康人君のため、 原 また 僅

納得できない棄却決定

横浜地裁の棄却決定は納得が き

> ません。 再審までがんばってくださ

(横浜ペンクラブ事務局長 牛 出 恵 哉

がんばってくださ

になりそうです。頑張って下さい。 ことはしていません。息の長い闘 方に会員になったかどうか確かめる を知人に贈ったりしていますが、 故青山鉞治様の御遺書 横 浜 事件 克 先

小平

●私も入会します

ます。 た。支援する会に入会したいと思い 事件を一気に読ませていただきまし 畑中先生、 小野、 気賀さんの 猪俣一夫 横

●今後も活動を期待します

極的な活動を期待して居ります。 困難な道のりと想いますが今後も

佐藤 泉

再び起こさないため

イトコです)。 る者です(私の母と和田喜太郎とは い。なお私は和田喜太郎の遠縁に当 会があるそうですが、お知らせ下さ かの役に立てば幸いです。 析ります。一万円同封致します。 再びこのようなことのないように 七月に集 哲美 何

●ご奮闘を祈りま

勤 ス等の発送先を自宅に変更お願 務先を退職しましたので、

するつもりでございます。 「平和」をたのみ喜んでば

か

ŋ

61 たします

国家秘密法、 微力をつくしたいと思います。 りましたが、ご奮闘を祈ります。 請求は棄却され舞台は東京高裁に 拘禁

●ミニコミ紙に紹介

たので、いずれまとめて書いてみた ます。内容にはふれられませんでし の名前を紹介しましたのでお送りし が、機会があって、ここに横浜事件 やまえ便り)を発行している者です いと思っています。 私 は同封しましたミニコミ新聞 (中西喜 二郎 7

)支援の輪を広げま 過日テレビでいろいろ拝見して大

三部お送り頂けませんでしょう れて、 ございます。 変なつかしい思いにかられました。 居られますので、皆さんに支援お願 晨さんの講義をきいた生徒さんなど 近所の方に話しましたところ、 り頂きました「よみもの」あと二、 まことに勝手でございますが、 じませんが、多くの方々がなくなら 。再審裁判』もろ手をあげて大賛成で かりを忘れることが出来ません。 いまも当時の不可解な事件に 当時のことはよくは存 お送

そうで不安でなりません。皆様方の

層のご健闘お祈り申し上げます。

(元中央公論勤務

鈴木初恵

*

られない様な世の中にだんだんなり

一法阻止とともに

北川

事務局

とをお詫びします 会報第七号の発行 から れましたこ

た。 から、日下部先生、 よろしくお願 を活字にさせていただきました。 極的なご投稿をお待ちしています。 せていきたいと存じております。 年会費更新の時期がやってきまし 会員の声を紙面にどしどし反映 紙面の都合上、 「再審裁判·提訴二周年記念集会」 ひきつづき、会員拡大とともに いいたします。 七月二日の横浜で 大川先生のお話 積

入会申込 · 会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402 横浜事件・再審裁判を支援する会

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

2 03-291-8066

- 便振替 東京3-150641 振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所 など必要事項をご記入のうえ、お振り込 みください。
- 銀 行 振 込 富士銀行九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判 を支援する会」